

平成18年6月5日

株 主 各 位

広島県福山市王子町一丁目3番5号

青山商事株式会社

代表取締役社長 青 山 理

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができます。

つきましては、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年6月28日（水）までに、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社 本社4階会議室
(末尾ご案内略図ご参照)
3. 株主総会の目的である事項
報告事項 1. 第42期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の報告について
2. 第42期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告について
決議事項
第1号議案 第42期利益処分案承認について
第2号議案 定款一部変更について
第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給について
第4号議案 取締役の報酬額改定について
第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権の発行について
以 上

-
- お願い
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場の受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 修正事項の通知方法
本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.aoyama-syouji.co.jp>) において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営 業 の 概 況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

< 全般的営業の概況 >

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の向上を背景に設備投資等が好調に推移し、景気は緩やかな回復が見られました。個人消費も雇用環境や家計所得の改善から堅調に推移しました。

しかしながら、紳士服業界におきましては、記録的寒波到来による冬物衣料の回復が見られたものの、年金、税制改革などによる将来の家計負担の増加懸念や選択的消費支出の増加、他業態も含めた競合激化など楽観できない状況が続きました。

このような状況の中、当企業グループでは、紳士服販売事業の収益力、競争力の強化を目指した諸施策を実施するとともに、グループ経営の基盤整備と収益力強化を図ってまいりました。

この結果、売上高は前連結会計年度に比べ67億51百万円増加し、2,027億200万円と5期連続の増収となりました。

主な要因は、紳士服販売事業において、競争力強化のための積極的な出店や移転・建替を行うと共に、他では求められない価値ある商品とサービスを提供する営業活動が身を結び、前連結会計年度に比べ64億45百万円の増収となったことによるものです。

売上総利益は1,111億300万円となりましたが、これは紳士服販売事業において、営業店における販売努力等により売上総利益率が0.8ポイント改善したことが主要因であります。

営業利益は、前連結会計年度に比べ16億52百万円増加し、217億95百万円となりました。

主な要因は、紳士服販売事業において、店舗の増加などに伴い人件費、物件費等が増加いたしました。売上の増加及び売上総利益率の改善による売上総利益の増加で吸収し、前連結会計年度に比べ18億200百万円増加したことであります。

営業外損益では、主なものとして、前連結会計年度に時価会計を導入いたしました「包括的長期為替予約契約(クーポンスワップ契約)」に係るデリバティブ評価益67億19百万円を営業外収益に計上いたしております。

経常利益は、293億14百万円となり営業利益、経常利益ともに5期連続増益を実現いたしました。

特別損益では、紳士服販売事業並びに雑貨販売事業において、当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」を適用し、減損損失として38億86百万円を特別損失に計上いたしました。また、役員退職慰労引当金の過年度相当分、店舗の閉店や移転・建替に伴う固定資産の除却損などを特別損失に計上いたしました。

この結果、当期純利益は133億28百万円となりました。

次に、事業の種類別セグメントの概況をご説明申し上げます。

(単位：百万円)

	売 上 高				営 業 利 益			
	第 42 期 (当期)	第 41 期 (前期)	増減	伸率 (%)	第 42 期 (当期)	第 41 期 (前期)	増減	伸率 (%)
	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで			平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで		
紳士服販売事業	167,133	160,688	6,445	4.0	17,912	16,092	1,820	11.3
カード事業	8,339	7,732	606	7.8	2,147	2,228	81	3.6
商業印刷事業	10,437	9,294	1,143	12.3	494	393	100	25.5
雑貨販売事業	20,549	21,315	765	3.6	571	603	32	5.3
消去又は全社	(3,739)	(3,061)	677		669	823	154	
合 計	202,720	195,968	6,751	3.4	21,795	20,142	1,652	8.2

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「-」は減少を示しております。
 3. 「消去又は全社」欄の金額は、グループ内取引であります。

< 紳士服販売事業 >

当事業の売上高は、1,671億33百万円（前期比4.0%増）、営業利益は179億12百万円（前期比11.3%増）となりました。

(スーツ事業)

当部門の売上高は、1,565億39百万円（前期比5.1%増）となりました。

主力業態であります「洋服の青山」では、積極的に出店、移転を実施しシェア拡大を進めてまいりました。当期中に25店舗を出店、21店舗を移転いたしました。また、非効率な5店舗を閉店いたしました

営業面では、今春より本格的にレディスのリクルートスーツ、フォーマルを取扱い新たな客層の取り込みに注力いたしました。

また、平成18年2月よりカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社とポイントプログラムにおいて提携し、若年層の取込みに注力いたしました。

「ザ・スーツカンパニー」では、当期中に3店舗出店し、1店舗を閉店いたしました。「ユニバーサル・ランゲージ」は3店舗出店いたしました。

この結果、スーツ事業の既存店売上高は、前期比0.2%増と4期連続で増加いたしました。

このような努力が実を結び、スーツの販売着数は、過去最高の252万着（前期比1.3%増）となりました。

(キャラジャ事業)

当部門の売上高は、105億93百万円（前期比9.6%減）となりました。

同事業は、平成17年10月1日付けで当社100%出資の子会社「カジュアルランドあおやま株式会社」としてスタートいたしました。

店舗につきましては、3店舗を出店し、1店舗を移転、非効率な2店舗を閉店いたしました。

<カード事業>

「A O Y A M Aカード」会員の募集に注力するとともに、インターネットを利用した語学学習サービス「Language Channel」（ランゲージ・チャンネル）を第二の収益の柱と位置付け、会員数の増加に取組みました。

この結果、売上高は83億39百万円（前期比7.8%増）、営業利益は21億47百万円（前期比3.6%減）となりました。

なお、資金につきましては、親会社であります青山商事(株)からの借入と社債の発行等により調達しております。

<商業印刷事業>

既存取引先への深耕と新規開拓の強化、採算性重視の受注、固定費・経費の徹底した削減を重要施策に掲げ、営業基盤の拡大と収益拡大策に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は、104億37百万円（前期比12.3%増）、営業利益は、4億94百万円（前期比25.5%増）となりました。

なお、売上高にはグループ内取引37億39百万円を含んでおります。

<雑貨販売事業>

「ダイソー & アオヤマ100 Y E N P L A Z A」の店名で展開しています100円ショップは、親会社であります青山商事(株)の「洋服の青山」、「キャラジャ」の閉鎖店舗の利用及び「洋服の青山」とのシナジー効果を狙った併設などによる出店を進めております。

当期中に、18店舗を出店し、11店舗を閉鎖いたしましたので、平成18年2月末の店舗数は134店舗となりました。

売上高は、205億49百万円（前期比3.6%減）、営業利益は、5億71百万円（前期比5.3%減）となりました。

(2) 企業集団が対処すべき課題

当企業グループは、引き続き経営資源投入の選択と集中により経営効率を高め、顧客満足度の向上と収益力の高い経営を目指すとともに、グループ全体の利益体質強化を図ってまいります。

また、変化する経営環境の中、役員はじめ従業員一人一人が、全ての行動において法律・倫理を遵守したコンプライアンス経営を進めてまいります。

以下、主な事業セグメントにつきまして、ご説明申し上げます。

<紳士服販売事業>

少子高齢化により、中長期的にはスーツ需要の減少が見込まれる中、いかに収益を継続的に計上できる体制を構築できるかが、喫緊の課題であります。

マーケットの成熟化と競争激化という厳しい環境下にあります。お客様のニーズの変化に適切かつ速やかに対応できる組織力の強化と人材の育成を図り、長年築いてきた「洋服の青山」というブランドパワーを活かして市場シェアの拡大を図ります。

<カード事業>

引き続き「AOYAMAカード」及び「ランゲージ・チャンネル」の会員数増加に取り組んでまいります。

<商業印刷事業>

価格競争に巻き込まれない高付加価値商品の販売に注力するとともに、既存取引先との関係強化、新規開拓に努めてまいります。

< 雑貨販売事業 >

親会社であります青山商事(株)からの賃借物件を中心とした出店を図りつつ、収益力の伴った着実な営業基盤拡大を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は178億50百万円であります。

紳士服販売事業における設備投資の総額は167億89百万円であり、主要なものは、新店舗出店並びに既存店舗の移転に伴う投資であります。この中には、翌期以降に出店を予定しております店舗の敷金、建設協力金等の先行投資分も含まれております。

カード事業における設備投資の総額は2億31百万円であります。

商業印刷事業における設備投資の総額は、1億54百万円であり、生産体制の拡充と効率化を図るためのものであります。

雑貨販売事業における設備投資の総額は6億75百万円であり、主要なものは新店舗出店に伴うものであります。

所要資金は、自己資金と借入金をもって充当いたしました。

なお、当期中において新たに新出店、閉店いたしました店舗は以下のとおりであります。

< 紳士服販売事業 >

新規開店

34店舗

都道府県	店舗数	営 業 店 名		
北海道	1	札幌手稲前田店		
北海道地方計	1			
青森県	1	八戸類家店		
山形県	1	アクロスプラザ三川店		
福島県	1	ロックタウン須賀川店		
東北地方計	3			
群馬県	2	前橋国領総本店	伊勢崎宮子店	
埼玉県	3	八潮店	さいたま緑店	鴻巣店
東京都	4	多摩境店	上野御徒町店	お台場パレットタウン店(TSC)
神奈川県	2	新宿店(UL)	横浜西口店(UL)	
関東地方計	11			
石川県	1	金沢大桑店		
長野県	1	長野南高田店		
静岡県	1	静岡インター店		
愛知県	3	名古屋港店	常滑店	名古屋栄店(TSC)
中部地方計	6			
滋賀県	1	大津木下店		
大阪府	1	梅田NU茶屋町店(UL)		
兵庫県	3	和田山店	神戸灘店	三田ウッディタウン店(CLA)
奈良県	1	奈良上牧店		
近畿地方計	6			
島根県	1	松江店(CLA)		
広島県	1	呉レクレ店(TSC)		
中国地方計	2			
福岡県	2	福岡姪浜店	コマーシャルモール博多店	
佐賀県	1	アクロスプラザ武雄店		
鹿児島県	1	鹿児島始良店		
沖縄県	1	名護店(キャラジャ)		
九州地方計	5			
合計	34			

(注) 1. 営業店名のうしろにカッコ書のないものは「洋服の青山」であります。

2. 出店の内訳
- | | | |
|-------------------|-----|------|
| 洋服の青山 | ... | 25店舗 |
| ザ・スーツカンパニー(TSC) | ... | 3店舗 |
| ユニバーサル・ランゲージ(UL) | ... | 3店舗 |
| カジュアルランドあおやま(CLA) | ... | 2店舗 |
| キャラジャ | ... | 1店舗 |

3. カジュアルランドあおやまは当社100%出資の子会社で、平成17年10月1日付で会社分割を行い、新設いたしました。「キャラジャ」並びに「カジュアルランドあおやま」を展開しております。

移転・建替

23店舗

都道府県	店舗数	営 業 店 名		
北海道	1	新 滝 川 店		
北海道地方計	1			
岩手県	1	新 北 上 店	新 古 川 店	
宮城県	2	仙台市名坂店		
秋田県	1	フレスポ本荘店		
東北地方計	4			
群馬県	1	高崎上大類店		
関東地方計	1			
新潟県	2	新 新 発 田 店	新 新 津 店 東静岡駅前店	
静岡県	2	新 御 殿 場 店		
愛知県	1	岡 崎 南 店		
中部地方計	5			
滋賀県	1	大 津 真 野 店	新 守 口 店	
大阪府	2	高 石 店		
兵庫県	1	尼崎下坂部店		
奈良県	1	アクロスプラザ天理店		
近畿地方計	5			
鳥取県	1	新鳥取店(C L A)		
岡山県	1	岡 山 総 本 店		
中国地方計	2			
愛媛県	1	今 治 本 店		
高知県	1	高 知 介 良 店		
四国地方計	2			
佐賀県	1	イオンスーパーセンター佐賀店		
長崎県	1	アクロスプラザ諫早店		
熊本県	1	熊 本 近 見 店		
九州地方計	3			
合 計	23			

- (注) 1. 営業店名のうしろにカッコ書のないものは「洋服の青山」であります。
 2. C L Aは「カジュアルランドあおやま」であります。
 3. は建替であります。
 4. 業態変更
 「青山スーツ工房」の11店舗(岩手県2店舗・宮城県3店舗・福島県6店舗)は「洋服の青山」に業態変更(内1店舗(仙台市名坂店)は移転・業態変更)いたしました。
 5. カジュアルランドあおやま(株)は当社100%出資の子会社で、平成17年10月1日付で会社分割を行い、新設いたしました。「キャラジャ」並びに「カジュアルランドあおやま」を展開しております。

閉店

9店舗

「洋服の青山」

5店舗

板橋志村店(東京都)・中野鷺宮店(東京都)・廿日市宮内店(広島県)・桑名上野店(三重県)・今治インター店(愛媛県)

「ザ・スーツカンパニー」 1店舗

小倉店(福岡県)

「ザ・シャツカンパニー」 1店舗

ビビットスクエア南船橋店(千葉県)

「キャラジャ」 2店舗

大宰府水城店(福岡県) 古川店(宮城県)

店舗の出退店等の状況

	出店	移転	建替	閉店
洋服の青山	25	21	1	5
ザ・スーツカンパニー	3			1
ザ・シャツカンパニー				1
ユニバーサル・ランゲージ	3			
キャラジャ	1			2
カジュアルランドあおやま	2	1		
計	34	22	1	9

< 雑貨販売事業 >

新規開店

ダイソー&アオヤマ 100YEN PLAZA

18店舗

都道府県	店舗数	営業店名		
青森県	1	青森浜館店		
岩手県	1	花巻店		
東北地方計	2			
群馬県	1	高崎倉賀野バイパス店		
関東地方計	1			
愛知県	1	岡崎インター店		
中部地方計	1			
滋賀県	1	大津衣川店		
大阪府	1	堺鳳店		
近畿地方計	2			
徳島県	1	徳島南沖州店		
四国地方計	1			
福岡県	5	福岡田村店 福岡長住店	八幡三ヶ森店 福岡春日店	戸畑初音店
佐賀県	2	佐賀諸富店	佐賀大和店	
熊本県	1	熊本保田窪店		
沖縄県	3	沖縄北谷店	沖縄小禄店	沖縄コリンザ店
九州地方計	11			
合計	18			

閉店

11店舗

仙台マールロード店（宮城県）・岩槻店、西所沢店（埼玉県）・足立保木間店（東京都）・新潟小新店（新潟県）・名古屋徳重店（愛知県）・大阪天六店、箕面萱野店、千里中央店（大阪府）・三田店（兵庫県）・熊本南高江店（熊本県）

(4) 企業集団の資金調達の状況

子会社株式会社青山キャピタルは、平成17年11月21日に第3回無担保普通社債50億円並びに第4回無担保普通社債50億円を発行しております。また、平成17年12月22日に50億円を金融機関より借り入れました。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 39 期 (平成15年 3 月期)	第 40 期 (平成16年 3 月期)	第 41 期 (平成17年 3 月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (平成18年 3 月期)
売 上 高	176,075	186,400	195,968	202,720
営 業 利 益	12,784	16,570	20,142	21,795
経 常 利 益	13,277	17,376	20,696	29,314
当 期 純 利 益	6,392	8,317	4,650	13,328
1株当たりの当期純利益	94円81銭	123円76銭	67円87銭	199円81銭
総 資 産	282,382	287,081	293,924	316,416
純 資 産	205,542	203,367	204,049	216,003

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たりの当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 3. 当社は第41期から、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
 したがって、第39期から第40期までの各期の数値につきましては、同条第3項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。

第39期

売上高は、各事業部門すべてにおいて前期を上回り、前期比9.1%増となりました。

第40期

売上高は、特に雑貨販売事業における積極的な出店、カード事業での会員数並びに営業貸付金の伸びに支えられ、前期比5.9%増となりました。

第41期

売上高は、前期に引き続き紳士服販売事業における積極的な出店・移転による売上拡大により、前期比5.1%増となりました。

第42期

第42期につきましては、前記「1. 営業の概況(1) 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

当社の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 39 期 (平成15年 3 月期)	第 40 期 (平成16年 3 月期)	第 41 期 (平成17年 3 月期)	第 42 期 (当期) (平成18年 3 月期)
売 上 高	147,327	152,124	160,688	161,385
営 業 利 益	10,226	13,099	16,048	17,832
経 常 利 益	11,104	14,391	17,247	25,990
当 期 純 利 益	4,593	6,926	3,240	11,973
1株当たりの当期純利益	67円73銭	103円44銭	47円33銭	180円9銭
総 資 産	275,756	277,558	272,986	276,178
純 資 産	205,725	202,169	201,499	212,156

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 会 社 の 概 況 (平成18年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業セグメント

企業の種類別セグメント	事業の内容
紳士服販売事業	スーツ、ジャケット、スラックス、コート、カジュアルなどの衣料品の販売
カード事業	クレジットカード事業
商業印刷事業	商業印刷物の企画・制作
雑貨販売事業	ダイソー&アオヤマ 100YEN PLAZA (100円ショップ) を展開

(参考) 紳士服販売事業の売上高構成比

(単位：百万円)

期別 取扱い商品	第40期 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)		第41期 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)		第42期(当期) (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
スーツ・スリーピース・中衣料	55,617	36.5	60,908	37.9	63,362	37.9
ジャケット	7,547	5.0	7,347	4.6	6,941	4.2
スラックス	8,722	5.7	8,679	5.4	8,404	5.0
コート	4,041	2.7	4,403	2.7	5,121	3.1
礼 服	18,793	12.4	19,932	12.4	20,433	12.2
洋品類その他	44,838	29.4	47,697	29.7	52,287	31.3
キャラジャ	12,563	8.3	11,718	7.3	10,581	6.3
合 計	152,124	100.0	160,688	100.0	167,133	100.0

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. その他商品は、靴、肌着、雑貨等であります。
 3. キャラジャ事業は、平成17年10月1日に「カジュアルランドあおやま㈱」を設立し、承継させました。同社は、「キャラジャ」並びに「カジュアルランドあおやま」を展開しております。
 4. キャラジャの売上高には「カジュアルランドあおやま㈱」の下期売上高も含んでおります。

(2) 企業集団の主要拠点等

(当社) 紳士服販売事業

本 社 広島県福山市王子町一丁目3番5号

東京本部 東京都台東区上野四丁目5番10号

T S C T O W E R 7 階

営 業 店 798店

商品センター 神辺商品センター

広島県福山市神辺町大字西中条字深水1727番地の1

井原商品センター

岡山県井原市大江町1345番地の2

田川商品センター

福岡県田川市大字伊田2423番地の4

(単位：店)

地 域	平成17年 3月 末 店 舗 数	平成18年 3月 末 店 舗 数	スーツ事業			キャラジャ 事 業
			洋服の青山	青山スー ツ 工 房	ザ・スー ツ カンパニー	
北 海 道	31	32	23	9	0	0
北海道地方計	31	32	23	9	0	0
青 森 県	10	11	10	0	0	1
岩 手 県	10	10	9	0	0	1
宮 城 県	14	13	11	0	1	1
秋 田 県	8	8	8	0	0	0
山 形 県	9	10	9	0	0	1
福 島 県	12	13	10	2	0	1
東北地方計	63	65	57	2	1	5
茨 城 県	18	18	17	0	0	1
栃 木 県	13	13	10	0	0	3
群 馬 県	10	12	12	0	0	0
埼 玉 県	28	31	28	0	2	1
千 葉 県	26	25	24	0	0	1
東 京 都	75	77	59	0	17	1
神 奈 川 県	31	33	29	0	2	2
関東地方計	201	209	179	0	21	9
新 潟 県	19	19	17	0	0	2
富 山 県	8	8	7	0	0	1
石 川 県	9	10	7	0	1	2
福 井 県	5	5	5	0	0	0
山 梨 県	5	5	4	0	0	1
長 野 県	15	16	15	0	0	1
岐 阜 県	11	11	10	0	0	1
静 岡 県	22	23	22	0	0	1
愛 知 県	37	40	38	0	1	1
中部地方計	131	137	125	0	2	10
三 重 県	12	11	9	0	0	2
滋 賀 県	9	10	9	0	0	1
京 都 府	19	19	14	0	1	4
大 阪 府	47	48	42	0	2	4
兵 庫 県	49	52	36	0	1	15
奈 良 県	9	10	9	0	0	1
和 歌 山 県	11	11	7	0	0	4
近畿地方計	156	161	126	0	4	31
鳥 取 県	5	5	3	0	0	2
島 根 県	5	6	5	0	0	1
岡 山 県	13	13	11	0	1	1
広 島 県	26	26	19	0	3	4
山 口 県	13	13	11	0	0	2
中国地方計	62	63	49	0	4	10

(単位：店)

地 域	平成17年 3月 末 店 舗 数	平成18年 3月 末 店 舗 数	スーツ事業			キャラジャ 事 業
			洋服の青山	青 山 スーツ工房	ザ・スーツ カンパニー	
徳 島 県	6	6	5	0	0	1
香 川 県	8	8	7	0	0	1
愛 媛 県	8	7	7	0	0	0
高 知 県	6	6	5	0	0	1
四 国 地 方 計	28	27	24	0	0	3
福 岡 県	30	30	26	0	1	3
佐 賀 県	8	9	9	0	0	0
長 崎 県	8	8	7	0	0	1
熊 本 県	12	12	11	0	0	1
大 分 県	10	10	9	0	0	1
宮 崎 県	12	12	10	0	0	2
鹿 児 島 県	13	14	13	0	0	1
沖 縄 県	8	9	7	0	0	2
九 州 地 方 計	101	104	92	0	1	11
合 計	773	798	675	11	33	79

- (注) 1. 「プラスエー・ザ・スーツ・アオヤマ」(平成18年3月末で1店舗(岡山県))は、「洋服の青山」に含めております。
2. 「青山スーツ工房」の11店舗(岩手県2店舗・宮城県3店舗・福島県6店舗)は、「洋服の青山」に業態変更(内1店舗は移転・業態変更)いたしました。
3. 「ザ・シャツカンパニー」(平成18年3月末で3店舗(埼玉県1店舗・東京都2店舗))は、「ザ・スーツカンパニー」に含めております。
4. 「ユニバーサル・ランゲージ」(平成18年3月末で4店舗(東京都2店舗・神奈川県1店舗・大阪府1店舗))は、「ザ・スーツカンパニー」に含めております。
5. キャラジャ事業の内訳は「カジュアルランドあおやま」41店舗、「キャラジャ」38店舗であります。

(株式会社青山キャピタル) カード事業

本 社 広島県福山市船町8番14号
支 店 岡山、倉敷

(株式会社アスコン) 商業印刷事業

本 社 広島県福山市港町一丁目15番27号
支 店 福山、東京、大阪、福岡
印 刷 工 場 府中

(株式会社青五) 雑貨販売事業

本 社 広島県福山市王子町二丁目14番38号
営 業 店 134店(平成18年2月末)

(単位：店)

地 域			期末店舗数	地 域			期末店舗数						
北	北海道		14	三	重	県	2						
	海道地方計		14				滋	賀	都	1			
東	青	森	4	大	阪	府	6						
	岩	手	1				兵	庫	県	1			
	宮	城	2				奈	良	県	0			
	秋	田	3				和	歌	山	1			
	山	形	0				畿	地	方	計	13		
福	島	3	鳥	取	県	1							
東北地方計			13	島	根	県	2						
関	茨	城	4	岡	山	県	4						
	枳	木	2				広	島	県	8			
	群	馬	3				山	口	県	2			
	埼	玉	2				中国地方計			17			
	千	葉	3				徳	島	川	県	3		
	東	京	6							香	媛	県	1
	神	奈	2							高	知	県	2
関東地方計			22	四国地方計			9						
中	新	潟	1	福	岡	県	10						
	富	山	1				佐	賀	県	3			
	石	川	4				長	崎	県	0			
	福	井	2				熊	本	県	2			
	山	梨	2				大	分	県	3			
	長	野	3				宮	崎	県	3			
	岐	阜	0				鹿	児	島	1			
	静	岡	3				沖	縄	県	5			
愛	知	3	九州地方計			27							
中部地方計			19	合 計			134						

(3) 株式の状況

発行する株式の総数	174,641,100株
発行済株式数	67,394,016株
1単元の株式の数	100株
株主数	7,574名(前期末比53名増)
大株主	

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	4,546	6.91		
(有)青山物産	3,380	5.13		
青山五郎	3,360	5.10		
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	3,293	5.00		
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	1,836	2.79		
ビー・エヌ・ビー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド(ビー・エヌ・ビー・パリバ証券会社)	1,553	2.36		
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505019	1,363	2.07		
ピクテアンドシーヨーロッパエスエー	1,317	2.00		
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口4	1,252	1.90		
星野商事(有)	1,001	1.52		

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式1,566千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記の大株主から除いております。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

取得株式

普通株式 3,023株

取得価額の総額 9,626千円

処分株式

普通株式 194,925株

処分価額の総額 339,615千円

失効手続をした株式

該当事項はありません。

決算期末における保有株式

普通株式 1,566,541株

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権（平成18年3月31日現在未行使分）

- a. 商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
（平成14年6月27日開催の定時株主総会の決議によるもの）
（平成14年9月17日開催の取締役会決議によるもの）

新株予約権の数	100個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 10,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込をすべき額	1株当たり 1,599円
新株予約権の行使可能期間	平成16年7月1日から 平成19年6月30日まで

- b. 商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
（平成15年6月27日開催の定時株主総会の決議によるもの）
（平成15年9月18日開催の取締役会決議によるもの）

新株予約権の数	249個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 24,900株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込をすべき額	1株当たり 1,907円
新株予約権の行使可能期間	平成17年7月1日から 平成20年6月30日まで

- c. 商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
（平成16年6月29日開催の定時株主総会の決議によるもの）
（平成16年9月1日開催の取締役会決議によるもの）

新株予約権の数	12,820個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,282,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込をすべき額	1株当たり 2,734円
新株予約権の行使可能期間	平成18年7月3日から 平成21年6月30日まで

- d. 商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
（平成17年6月29日開催の定時株主総会の決議によるもの）
（平成17年7月26日開催の取締役会決議によるもの）

新株予約権の数	1,080個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 108,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込をすべき額	1株当たり 2,840円
新株予約権の行使可能期間	平成19年7月2日から 平成22年6月30日まで

当期中に株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

(平成17年6月29日開催の定時株主総会で決議)

(平成17年7月26日開催の取締役会決議によるもの)

- a. 発行した新株予約権の数
 - 1,115個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)
- b. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 111,500株
- c. 新株予約権の発行価額
 - 無償
- d. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
 - 1株当たり 2,840円
- e. 新株予約権の権利行使期間
 - 平成19年7月2日から平成22年6月30日までとする。
- f. 新株予約権の権利行使の条件
 - ア. 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の従業員の地位を保有していることを要する。ただし、定年退職又は会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。
 - イ. 新株予約権者において降格若しくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て付与した新株予約権を取消若しくはこれを減ずることができるものとする。
 - ウ. 新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。
 - エ. その他の条件については、第41回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- g. 新株予約権の消却事由及び条件
 - ア. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
 - イ. 新株予約権者が、f.ア.イ.に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が死亡した場合は、その新株予約権は無償で消却することができる。
- h. 新株予約権の譲渡制限
 - 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

i . 新株予約権の有利な条件の内容

新株予約権を当社及び子法人等（㈱青山キャピタル及び㈱青五）の従業員に対し無償で発行した。

j . 新株予約権の割当を受けた者の氏名及び割当を受けた新株予約権の数
当社の従業員（上位10名）

会社名	氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社従業員	島田英樹	30	普通株式 3,000株
当社従業員	三宅康夫	15	普通株式 1,500株
当社従業員	小林丈智	15	普通株式 1,500株
当社従業員	笹尾将平	15	普通株式 1,500株
当社従業員	山本重尚	15	普通株式 1,500株
当社従業員	平田勝司	15	普通株式 1,500株
当社従業員	壺井真一	15	普通株式 1,500株
当社従業員	寺政敦司	15	普通株式 1,500株
当社従業員	酒井博視	15	普通株式 1,500株
当社従業員	小竹英之	15	普通株式 1,500株

当社及び子会社の従業員に対して付与した新株予約権の区分内訳合計

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	付与した者の総数
当社従業員	1,085個	普通株式 108,500株	101人
子会社従業員	30個	普通株式 3,000株	3人

(注) 当期の新株予約権の発行数は、1,115個でしたが、割当を受けた者が当期中に退職又は降格、あるいは降格に準じる事由が生じたことにより、新株予約権を消却することとなり35個消却いたしました。

(6) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

事業セグメントの名称	従業員数
紳士服販売事業	3,296名〔1,679〕
カード事業	79名〔20〕
商業印刷事業	271名〔107〕
雑貨販売事業	157名〔734〕
合計	3,803名〔2,540〕

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、使用人兼務取締役は含んでおりません。

2. 従業員数欄の〔 〕は、臨時従業員の当期中の平均雇用人員であり、外数で記載しております。

当社の従業員数

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	2,777名	114名増	29.2歳	4.3年
女性	517名	129名増	26.9歳	2.7年
合計又は平均	3,294名	243名増	28.5歳	3.8年

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
	百万円	千株	%
大阪府信用農業協同組合連合会	5,000		
株式会社もみじ銀行	3,000		
住友信託銀行株式会社	2,000	734	1.1

(8) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社青山キャピタル	5,000百万円	100.0%	クレジットカード事業
カジュアルランドあおやま株式会社	10百万円	100.0%	カジュアル衣料品の販売事業
株式会社アスコン	720百万円	56.1%	商業印刷物の企画・制作
ブルーリバース株式会社	10百万円	50.0% (10.0%)	縫製加工業
株式会社青五	200百万円	40.0% (25.0%)	100円ショップを展開

(注) 議決権比率の()書は、緊密な者等の所有割合で外数を記載しております。

企業結合の経過及び成果

企業結合につきましては、前記「1. 営業の概況 (1) 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(9) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当又は主な職業	
取締役会長 (代表取締役)	青 山 五 郎	執行役員社長 常務執行役員兼 企画管理本部長 総合企画部長	
取締役副会長 (代表取締役)	宮 前 洋 昭		
取締役副会長 (代表取締役)	宮 前 省 三		
取締役社長 (代表取締役)	青 山 理		
取締役相談役	青 山 睦 雄		
取 締 役	宮 武 真 人		
常任監査役 (常 勤)	遠 藤 幸 辰		
監 査 役 (常 勤)	新 浜 英 明		税 理 士
監 査 役	内 林 誠 之		弁 護 士
監 査 役	大 木 洋		税 理 士

- (注) 1. 印は「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当社は、取締役会の一層の活性化を図るため、平成17年6月29日に執行役員制度を導入いたしました。「意思決定・監督の機能」と「業務執行の機能」を分離し、取締役会は、経営の意思決定と業務執行を監督する機関として位置付けました。
当期末における執行役員は13名であります。

地 位	氏 名	担当又は主な職業
代表取締役社長 兼執行役員社長	青 山 理	
取締役兼常務執行役員	宮 武 真 人	企画管理本部長兼 総合企画部長
常務執行役員	宮 川 道 信	開発本部長
常務執行役員	金 生 嘉 夫	東京本部長兼広報室長
執行役員	多 川 幸 雄	経理部長兼関連事業部長
執行役員	長谷川 清 秀	IT・システム部長
執行役員	平 川 省 三	総務部長
執行役員	藤 井 康 博	営業部長
執行役員	谷 川 栄 治	販促部長兼情報 セキュリティ担当
執行役員	畑 山 房 則	関東地区統括兼埼玉 ブロック長
執行役員	松 川 修 之	営業本部長
執行役員	藤 井 満 典	T S C 営業部長
執行役員	岡 野 真 二	商品本部長兼 第二商品部長

(10) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区 分	支給人員	当期の支払報酬額	摘 要
取 締 役	13名	340百万円	年額500百万円以内
監 査 役	4名	37百万円	年額60百万円以内
計	17名	377百万円	

- (注) 1. 上記のほか職務遂行の対価である財産上の利益の額として次の支払があります。
- | | | |
|-----------------|-----------|--------|
| 退職慰労金 | 退任取締役 8名 | 173百万円 |
| 役員賞与金 | 取 締 役 14名 | 122百万円 |
| | 監 査 役 4名 | 6百万円 |
| 使用人兼務取締役の使用人分給与 | 取 締 役 6名 | 13百万円 |
2. 支給人員は取締役13名、監査役4名の計17名ですが、期末現在の取締役は6名、監査役は4名の計10名であります。
3. 摘要欄には、株主総会で承認を受けた報酬額を記載しております。

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

(単位：百万円)

項 目	支 払 額
当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	40
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として、当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	40
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	25

- (注) 当社と会計監査人との監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、の金額にはこれらの合計額を記載しております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	124,292	流動負債	45,228
現金及び預金	20,960	支払手形	59
受取手形	22	買掛金	14,761
売掛金	7,098	未払金	18,722
有価証券	21,796	未払費用	795
商品	33,309	未払法人税等	6,219
貯蔵品	237	未払消費税等	333
子会社短期貸付金	27,500	賞与引当金	1,071
前払費用	1,880	設備支払手形	269
繰延税金資産	2,633	その他	2,994
未収収益	22	固定負債	18,794
リース債権信託	5,000	長期借入金	10,000
その他	3,834	退職給付引当金	2,555
貸倒引当金	△ 3	役員退職慰労引当金	2,830
固定資産	151,886	ポイント引当金	2,421
有形固定資産	81,546	その他	986
建物	41,375	負債合計	64,022
構築物	8,101		
車両運搬具	19	資 本 の 部	
器具備品	5,047	資本金	62,504
土地	26,382	資本剰余金	62,449
建設仮勘定	619	資本準備金	62,324
無形固定資産	1,065	その他資本剰余金	125
借地権	674	自己株式処分差益	125
商標	2	利益剰余金	108,520
ソフトウェア	275	利益準備金	2,684
電話加入権	112	任意積立金	93,500
投資その他の資産	69,274	別途積立金	93,500
投資有価証券	8,853	当期末処分利益	12,336
子会社株式・子会社出資金	9,596	土地再評価差額金	19,122
長期貸付金	8,142	株式等評価差額金	1,178
長期前払費用	1,560	自己株式	3,374
繰延税金資産	4,758	資本合計	212,156
敷金・保証金	34,647		
保険積立金	1,684	負債・資本合計	276,178
その他	55		
貸倒引当金	△ 24		
資産合計	276,178		

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経 常 損 益 の 部	営業収益		
	売 上 高	161,385	161,385
	営業費用		
	売 上 原 価	68,718	
	販売費及び一般管理費	74,834	143,552
	営 業 利 益		17,832
	営業外収益		
	受 取 利 息	534	
	有 価 証 券 利 息	82	
	受 取 配 当 金	103	
不 動 産 賃 貸 料	523		
デリバティブ評価益	6,719		
そ の 他	325	8,288	
営業外費用			
支 払 利 息	76		
貸 倒 損 失	14		
解 約 損 害 金	26		
そ の 他	14	131	
経 常 利 益		25,990	
特 別 損 益 の 部	特別利益		
	固 定 資 産 売 却 益	24	24
	特別損失		
	固 定 資 産 除 却 ・ 売 却 損	1,205	
	減 損 損 失	3,516	
過年度役員退職慰労引当金繰入額	874	5,596	
税引前当期純利益			20,418
法人税、住民税及び事業税		7,731	
法人税等調整額		712	8,444
当期純利益			11,973
前期繰越利益			535
土地再評価差額金取崩額			△172
当期末処分利益			12,336

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品：個別法による原価法

貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 定率法 なお、主な耐用年数は建物6年～39年・50年、構築物10年～50年、器具備品3年～20年であります。

無 形 固 定 資 産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期より損益処理しております。

役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、過年度相当額については、3年間で均等償却することとしております。また、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

ポイント引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。また、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ及び為替予約
ヘッジ対象…借入金等、外貨建買入債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段の変動額累計とヘッジ対象の変動額累計とを比較し、その変動額の比率等によって有効性の評価を行うものとしております。
- (8) 消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。
2. 会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより税引前当期純利益が3,516百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

3. 表示方法の変更

(1) 建設協力金

前営業年度まで投資その他の資産の「敷金・保証金」に含めて表示しておりました「建設協力金」については、重要性を勘案し、当営業年度より「長期貸付金」として表示することといたしました。

なお、当営業年度の「長期貸付金」に含まれる「建設協力金」は7,142百万円、前営業年度の「建設協力金」は6,303百万円であります。

(2) 解約損害金

前営業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「解約損害金」については、重要性を勘案し、当営業年度より区分掲記することといたしました。

なお、前営業年度の「解約損害金」は17百万円であります。

4. 貸借対照表の注記

(1) 子会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	22,780百万円
短期金銭債務	2,236百万円
長期金銭債務	20百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 55,887百万円

(3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機一式、その他の事務用機器の一部、盗難防止装置及びソフトウェアについては、リース契約により使用しております。

(4) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

・再評価を行った年月日…平成14年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…△3,854百万円

- (5) 発行済株式総数 普通株式 67,394,016株
(6) 自己株式の保有数 普通株式 1,566,541株
5. 損益計算書の注記
- (1) 子会社との取引高
- | | |
|------------|----------|
| 売上高 | 16百万円 |
| 仕入高 | 177百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,941百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 550百万円 |
- (2) 1株当たりの当期純利益 180円09銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	11,973百万円
普通株主に帰属しない金額 (うち利益処分による役員賞与金)	129百万円 (129百万円)
普通株式に係る当期純利益	11,844百万円
普通株式の期中平均株式数	65,769,115株

- (3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
6. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物、器具備品、土地等	神奈川県横浜市他、合計79物件
賃貸用資産(閉鎖店)	建物及び構築物、器具備品等	大阪府大阪市他、合計25物件

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗毎に、また、賃貸資産については、閉鎖した店舗の各物件毎にグルーピングしております。

競争の激化、賃料相場の低下等により、収益性の低下している物件について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,516百万円)として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は、建物2,598百万円、構築物546百万円、器具備品322百万円、土地49百万円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は土地については、固定資産税評価額を基に算定した正味売却価額により評価しております。

7. 退職給付関係の注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金制度として、退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△ 2,567百万円
未認識数理計算上の差異	12百万円
退職給付引当金	△ 2,555百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	255百万円
利息費用	59百万円
数理計算上の差異の損益処理額	△ 42百万円
退職給付費用	272百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.5%
数理計算上の差異の処理年数	3年

8. 税効果会計の注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税等	489百万円
賞与引当金	432百万円
貸倒引当金超過額	9百万円
退職給付引当金	1,030百万円
役員退職慰労引当金	1,141百万円
ポイント引当金	976百万円
減価償却費超過額	1,196百万円
デリバティブ評価差額	1,014百万円
減損損失	1,151百万円
その他	745百万円
繰延税金資産合計	8,187百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 796百万円
繰延税金負債合計	△ 796百万円
繰延税金資産の純額	7,391百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な事項別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
<u>当 期 未 処 分 利 益 の 処 分</u>	
当 期 未 処 分 利 益	12,336,524,955
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 45円) (うち 普 通 配 当 40円) (特 別 配 当 5円)	2,962,236,375
役 員 賞 与 金 (うち 監 査 役 賞 与 金)	129,275,000 (6,875,000)
任 意 積 立 金	
別 途 積 立 金	8,500,000,000
次 期 繰 越 利 益	745,013,580
<u>そ の 他 資 本 剰 余 金 の 処 分</u>	
そ の 他 資 本 剰 余 金	125,886,349
これを次のとおり処分いたします。	
そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 高	125,886,349

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月15日

青山商事株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	大 橋 弘 美 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	米 沢 顕 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、青山商事株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用している。この変更は、同会計基準及び同適用指針が、平成17年4月1日以降開始する営業年度から適用されたことに伴うものであり相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月17日

青山商事株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	遠藤 幸辰 ㊟
監査役（常勤）	新浜 英明 ㊟
監査役	内林 誠之 ㊟
監査役	大木 洋 ㊟

(注) 監査役 新浜英明、監査役 内林誠之及び監査役 大木 洋は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	165,971	流 動 負 債	54,304
現金及び預金	28,648	支払手形及び買掛金	19,442
受取手形及び売掛金	9,320	短期借入金	4,010
有価証券	21,796	未払金	17,653
たな卸資産	38,664	未払法人税等	6,872
繰延税金資産	2,998	賞与引当金	1,246
営業貸付金	55,691	その他	5,079
その他	9,353	固 定 負 債	44,636
貸倒引当金	△ 502	社 債	20,000
固 定 資 産	150,445	長期借入金	15,415
有形固定資産	86,389	退職給付引当金	2,662
建物及び構築物	52,872	役員退職慰労引当金	3,133
機械装置及び運搬具	52	ポイント引当金	2,421
土地	27,263	その他	1,004
建設仮勘定	621	負 債 合 計	98,940
その他	5,579	少 数 株 主 持 分	
無形固定資産	1,301	少数株主持分	1,472
投資その他の資産	62,754	資 本 の 部	
投資有価証券	9,909	資 本 金	62,504
長期貸付金	8,272	資本剰余金	62,449
繰延税金資産	5,068	利益剰余金	112,557
敷金・保証金	35,320	土地再評価差額金	19,314
保険積立金	1,691	株式等評価差額金	1,179
その他	2,553	自 己 株 式	3,374
貸倒引当金	△ 61	資 本 合 計	216,003
資 産 合 計	316,416	負債、少数株主持分及び資本合計	316,416

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経 常 損 益 の 部	営業収益		
	売 上 高	202,720	202,720
	営業費用		
	売 上 原 価	91,590	
	販売費及び一般管理費	89,335	180,925
	営 業 利 益		21,795
	営業外収益		
	受 取 利 息	247	
	受 取 配 当 金	29	
	不 動 産 賃 貸 収 入	276	
デリバティブ評価益	6,719		
そ の 他	470	7,743	
営業外費用			
支 払 利 息	93		
社 債 発 行 費 償 却	50		
解 約 損 害 金	26		
そ の 他	52	223	
	経 常 利 益		29,314
特 別 損 益 の 部	特別利益		
	固 定 資 産 売 却 益	24	24
	特別損失		
	前 期 損 益 修 正 損	54	
	固 定 資 産 除 却 ・ 売 却 損	1,365	
	減 損 損 失	3,886	
	過年度役員退職慰労引当金繰入額	874	6,180
	税金等調整前当期純利益		23,158
	法人税、住民税及び事業税	9,052	
	法 人 税 等 調 整 額	580	9,632
	少 数 株 主 利 益		196
	当 期 純 利 益		13,328

注記事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 5社

連結子法人等の名称

カジュアルランドあおやま株式会社、ブルーリバース株式会社、株式会社青山キャピタル、株式会社アスコン、株式会社青五

なお、カジュアルランドあおやま株式会社は、平成17年10月1日付で当社のキャラジャ事業部門を会社分割し、当社100%出資の子会社として新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めておりません。

(2) 主要な非連結子法人等の名称

青山洋服股份有限公司、上海青山服装有限公司、青山洋服商業（上海）有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子法人等は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等の数

該当ありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数

該当ありません。

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子法人等の名称

青山洋服股份有限公司、上海青山服装有限公司、青山洋服商業（上海）有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子法人等の事業年度に関する事項

連結子法人等のうち、株式会社青山キャピタル及び株式会社青五の決算日は、いずれも2月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行っております。

4. 重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券 時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

② デリバティブ取引 時価法

③ たな卸資産

商 品：主として個別法による原価法

製品、仕掛品：個別法による原価法

原 材 料：移動平均法による原価法

貯 蔵 品：最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

ただし連結子法人等の建物（建物付属設備を除く）は主として定額法によっております。また、主な耐用年数は建物及び構築物 6年～39年・50年、器具備品 3年～20年であります。

② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 発行時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上方法

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理しております。

役員退職慰労引当金 当社及び連結子法人等のうち3社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、過年度相当額については、3年間で均等償却することとしております。

ポイント引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

- (5) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ及び為替予約
ヘッジ対象…借入金等、外貨建買入債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段の変動額累計とヘッジ対象の変動額累計とを比較し、その変動額の比率等によって有効性の評価を行うものとしております。
- (7) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (8) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (9) 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定はありません。
5. 会計方針の変更
固定資産の減損に係る会計基準
当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。
これにより税金等調整前当期純利益が3,886百万円減少しております。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。
6. 表示方法の変更
- (1) 建設協力金
前連結会計年度まで投資その他の資産の「敷金・保証金」に含めて表示しておりました「建設協力金」については、重要性を勘案し、当連結会計年度より「長期貸付金」として表示することといたしました。
なお、当連結会計年度の「長期貸付金」に含まれる「建設協力金」は7,232百万円、前連結会計年度の「建設協力金」は6,398百万円であります。
- (2) 解約損害金
前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「解約損害金」については、重要性を勘案し、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。
なお、前連結会計年度の「解約損害金」は17百万円であります。

7. 連結貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 56,859百万円

(2) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。
- ・再評価を行った年月日…平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…△4,029百万円

(3) 当座貸越契約

連結子法人2社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	7,000百万円
貸出実行残高	3,900百万円
差引額	3,100百万円

(4) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. 連結損益計算書の注記

(1) 1株当たりの当期純利益 199円81銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	13,328百万円
普通株主に帰属しない金額 (うち利益処分による役員賞与金)	187百万円 (187百万円)
普通株式に係る当期純利益	13,141百万円
普通株式の期中平均株式数	65,769,115株

(2) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

9. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物、器具備品、土地等	神奈川県横浜市他、合計88物件
賃貸用資産(閉鎖店)	建物及び構築物、器具備品等	大阪府大阪市他、合計25物件

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗毎に、また、賃貸資産については、閉鎖した店舗の各物件毎にグルーピングしております。

競争の激化、賃料相場の低下等により、収益性の低下している物件について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（3,886百万円）として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は、建物2,866百万円、構築物572百万円、器具備品397百万円、土地49百万円、その他0百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は土地については、固定資産税評価額を基に算定した正味売却価額により評価しております。

10. 退職給付関係の注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として、適格退職年金制度、又は退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△ 2,855百万円
年金資産残高	188百万円
小計	△ 2,666百万円
未認識数理計算上の差異	4百万円
退職給付引当金	△ 2,662百万円

(注) 一部の連結子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	296百万円
利息費用	62百万円
期待運用収益	一百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 35百万円
退職給付費用	323百万円

(注) 簡便法を採用している連結子法人等の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.5%~2.5%
数理計算上の差異の処理年数	3年~8年

11. 税効果会計関係の注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税等	540百万円
賞与引当金	503百万円
貸倒引当金超過額	133百万円
退職給付引当金	1,073百万円
役員退職慰労引当金	1,263百万円
ポイント引当金	976百万円
減価償却費超過額	1,262百万円
デリバティブ評価差額	1,014百万円
減損損失	1,199百万円
その他	917百万円
繰延税金資産合計	8,885百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 796百万円
その他	△ 21百万円
繰延税金負債合計	△ 818百万円
繰延税金資産の純額	8,067百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な事項別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月15日

青山商事株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋弘美	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	米沢 顕	Ⓔ

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、青山商事株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い青山商事株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

また、会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用している。この変更は、同会計基準及び同適用指針が、平成17年4月1日以降開始する営業年度から適用されたことに伴うものであり相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月17日

青山商事株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	遠藤 幸辰	㊟
監査役（常勤）	新浜 英明	㊟
監査役	内林 誠之	㊟
監査役	大木 洋	㊟

(注) 監査役 新浜英明、監査役 内林誠之及び監査役 大木 洋は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第42期利益処分案承認について

議案の内容は、添付書類29頁に記載のとおりであります。

総合的に配当方針を見直した結果、これまで安定的な配当を基本に、着実な配当を実施してまいりましたが、株主の皆様に一層の利益還元を図るため一部業績連動の配当を実施することいたしました。

具体的には安定的な配当として、1株につき普通配当40円とし、配当性向目標30%を目途に計算した配当が、40円を上回る場合は、その差を業績連動配当として、特別配当とさせていただきます。

ただし、この配当性向を計算する際には、デリバティブ評価損益等、特殊な評価損益は除外いたします。

この配当方針の見直しに伴い、当期の利益配当金は、1株につき普通配当金40円に、特別配当金5円を加え、45円とさせていただきたいと存じます。

また、役員賞与金につきましては、129,275千円（うち取締役6名に対して賞与金122,400千円、監査役4名に対して賞与金6,875千円）とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更について

1. 変更の理由

- (1) 会社法が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款を変更するものであります。

単元未満株式について行使することができる権利を定めるために、変更案第12条（単元未満株主の権利）を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第26条（取締役会の決議方法等）第2項を新設するものであります。

社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となりますので、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう変更案第37条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

会社法が施行されたことに伴い、株券を発行する旨や会社の各機関の設置等を明記するものであります。

- a. 変更案第4条(新設)：取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する旨。
- b. 変更案第7条(新設)：株券を発行する旨。
- c. 変更案第6章 会計監査人 第38条、第39条(新設)：会計監査人選任の方法、任期に関する規定を新設。

上記のほか、必要な規定の加除・修正及び移設等、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

- (2) 取締役並びに監査役が職務の遂行に当り期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第28条（取締役の責任免除）並びに同第36条（監査役の責任免除）の規定を新設するとともに、社外取締役について独立性の高い優秀な人材を迎えるため賠償責任限定契約の締結が可能となるよう変更案第29条（社外取締役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、取締役の責任免除に関する規定及び社外取締役との間の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 (目的) 第 2 条 (本店の所在地) 第 3 条 } 条文省略 新設	(商号) 第 1 条 (目的) 第 2 条 (本店の所在地) 第 3 条 } 現行どおり
<u>(公告の方法)</u> 第 4 条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> ただし、電子公告によること ができないやむを得ない事由が生じ た場合は、日本経済新聞に掲載す る。	<u>(機関の設置)</u> 第 4 条 当会社は、取締役会、監査役、監 査役会及び会計監査人を置く。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>(発行する株式の総数)</u> 第 5 条 当会社の発行する株式の総数は、 174,641,100株とする。 <u>ただし、株 式消却が行われた場合には、これに 相当する株式数を減ずる。</u> 新設	<u>(発行可能株式総数)</u> 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 174,641,100株とする。
<u>(自己株式の取得)</u> 第 6 条 当会社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決 議をもって自己株式を買受けること ができる。	<u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当会社は、その株式に係る株券を 発行する。 削除

現 行	変 更 案
<p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当会社の1単元の株式の数は、<u>100株とする。</u></p> <p>2 当会社は、<u>1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当会社の<u>単元株式数</u>は100株とする。</p> <p>2 当会社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当会社の株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という。)並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="text-align: right;">削除</p> <p style="text-align: right;">削除</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類、<u>株券の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録、その他株式に関する諸手続及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、<u>株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り及び買増請求の取扱い、その他株式に関する諸手続及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当会社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求（以下、買増請求という。）することができる。</u></p> <p>ただし、買増請求があるときに、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合はこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求（以下、買増請求という。）</u>することができる。</p> <p>ただし、買増請求があるときに、当会社が売り渡す数の自己株式を有していない場合はこの限りではない。</p> <p>(<u>単元未満株主の権利</u>)</p> <p>第12条 当会社の単元未満株主は、<u>その有する単元未満株式について次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第11条 当会社は、<u>毎営業年度末の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要あるときはあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">削除</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(株主総会の招集時期及び招集者)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第13条 条文省略</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を<u>証</u>する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(株主総会の招集時期及び招集権者)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、<u>必要</u>に応じ随時招集する。</p> <p>2 現行どおり</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第15条 現行どおり</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 現行どおり</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を<u>証明</u>する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>

現 行	変 更 案
<p data-bbox="202 177 482 201">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="138 240 286 264">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="138 272 385 296">第16条 条文省略</p> <p data-bbox="138 320 350 344">(取締役の選任の方法)</p> <p data-bbox="138 352 546 408">第17条 <u>当会社の取締役は、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p data-bbox="161 416 546 568">2 <u>取締役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとする。</u></p> <p data-bbox="138 655 286 679">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="138 687 546 871">第18条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p data-bbox="138 895 415 919">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="138 927 546 983">第19条 <u>取締役会の決議により、代表取締役若干名を選任する。</u></p> <p data-bbox="161 991 546 1174">2 <u>取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役の中から取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名選任することができる。</u></p> <p data-bbox="161 1214 546 1270">3 取締役社長は、当会社を代表し、当会社の業務を統轄する。</p> <p data-bbox="138 1294 393 1318">(名誉会長・相談役・顧問)</p> <p data-bbox="138 1326 546 1414">第20条 <u>取締役会の決議により名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。</u></p>	<p data-bbox="636 177 916 201">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="572 240 720 264">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="572 272 827 296">第18条 現行どおり</p> <p data-bbox="572 320 784 344">(取締役の選任の方法)</p> <p data-bbox="572 352 798 376">第19条 削除</p> <p data-bbox="636 416 983 632"><u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとする。</u></p> <p data-bbox="572 655 720 679">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="572 687 983 871">第20条 <u>取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p data-bbox="572 895 848 919">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="572 927 983 983">第21条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p data-bbox="594 991 983 1206">2 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役の中から取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名選定することができる。</u></p> <p data-bbox="594 1214 827 1238">3 現行どおり</p> <p data-bbox="572 1294 827 1318">(名誉会長・相談役・顧問)</p> <p data-bbox="572 1326 983 1414">第22条 <u>取締役会は、その決議によって、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(取締役会の招集及び議長) 第21条</p> <p>(取締役会規則) 第22条</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条</p> <p>(取締役会の決議) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもってこれを</u>行う。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第23条</p> <p>(取締役会規則) 第24条</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって</u>行う。</p> <p>2 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p data-bbox="202 177 482 201">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="138 240 286 264">(監査役の員数)</p> <p data-bbox="138 272 385 296">第26条 条文省略</p> <p data-bbox="138 320 329 344">(監査役選任の方法)</p> <p data-bbox="138 352 546 408">第27条 <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p data-bbox="165 416 546 536">2 監査役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p data-bbox="138 624 286 647">(監査役の任期)</p> <p data-bbox="138 655 546 807">第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p data-bbox="138 863 264 887">(常任監査役)</p> <p data-bbox="138 895 546 983">第29条 <u>監査役の互選により</u>、常任監査役若干名を選任することができる。常任監査役は常勤とする。</p> <p data-bbox="138 1007 241 1031">(監査役会)</p> <p data-bbox="138 1038 385 1062">第30条 条文省略</p> <p data-bbox="138 1086 309 1110">(監査役の報酬等)</p> <p data-bbox="138 1118 546 1206">第31条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p data-bbox="320 1222 365 1246">新設</p>	<p data-bbox="637 177 917 201">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="573 240 721 264">(監査役の員数)</p> <p data-bbox="573 272 826 296">第30条 現行どおり</p> <p data-bbox="573 320 763 344">(監査役選任の方法)</p> <p data-bbox="573 352 797 376">第31条 削除</p> <p data-bbox="637 416 983 600"><u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p data-bbox="573 624 721 647">(監査役の任期)</p> <p data-bbox="573 655 983 839">第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p data-bbox="573 863 698 887">(常任監査役)</p> <p data-bbox="573 895 983 983">第33条 監査役会は、<u>監査役の中から常任監査役若干名を選定</u>することができる。常任監査役は常勤とする。</p> <p data-bbox="573 1007 676 1031">(監査役会)</p> <p data-bbox="573 1038 826 1062">第34条 現行どおり</p> <p data-bbox="573 1086 743 1110">(監査役の報酬等)</p> <p data-bbox="573 1118 983 1174">第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="573 1222 763 1246">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="573 1254 983 1437">第36条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>新設</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>
<p>新設</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>新設</p>	<p><u>(会計監査人選任の方法)</u> <u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u> <u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p><u>(営業年度及び決算期)</u> <u>第32条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日をもって決算期とする。</u></p> <p><u>(利益配当金及び中間配当)</u> <u>第33条 当社の利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対してこれを支払う。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下、中間配当という。)を行うことができる。</u></p>	<p>第7章 計 算</p> <p><u>(事業年度)</u> <u>第40条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当)</u> <u>第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、期末配当という)を支払う。</u> 2 <u>当社は前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">新設</p> <p>(除斥期間) 第34条 <u>利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 未払の配当金には、利息を付けないものとする。</p>	<p>(自己株式の取得) 第42条 <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第43条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 現行どおり</p>

第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給について

当社は、従来の在任期間・役位に応じて支給していた役員退職慰労金制度を廃止し、各期の業績・成果との連動性を高めた役員報酬体系に移行することを、平成18年5月18日開催の取締役会及び平成18年5月18日開催の監査役会において決議いたしました。

これに伴い、任期中の取締役6名及び監査役4名に対し、上記制度廃止日までの在任期間に対する退職慰労金を、当社の規程に従って相当額の範囲内で打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期は各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役の退職慰労金につきましては取締役会に、監査役の退職慰労金につきましては監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役は次のとおりであります。

1. 取締役

氏名	略歴
青山五郎	昭和39年5月 当社取締役社長 平成9年6月 当社代表取締役会長（現任）
宮前洋昭	昭和49年5月 当社取締役 昭和57年5月 当社常務取締役 昭和62年12月 当社専務取締役 平成9年6月 当社代表取締役副社長 平成17年6月 当社代表取締役副会長（現任）
宮前省三	昭和52年6月 当社取締役 昭和57年5月 当社常務取締役 昭和62年12月 当社専務取締役 平成9年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役副会長（現任）
青山理	昭和63年6月 当社取締役 平成3年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長兼執行役員社長（現任）
青山睦雄	昭和39年5月 当社専務取締役 昭和62年12月 当社取締役副社長 平成9年6月 当社代表取締役副会長 平成17年6月 当社取締役相談役（現任）
宮武真人	平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員（現任）

2. 監査役

氏 名	略 歴
遠 藤 幸 辰	平成12年6月 当社常勤監査役（現任）
新 浜 英 明	平成10年7月 当社監査役 平成16年6月 当社常勤監査役（現任）
内 林 誠 之	平成13年6月 当社監査役（現任）
大 木 洋	平成16年7月 当社監査役（現任）

第4号議案 取締役の報酬額改定について

当社の取締役の報酬額は、平成5年6月29日開催の第29回定時株主総会において、年額5億円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢、経営状況や役員退職慰労金制度を廃止することなど諸般の事情を勘案して、取締役の報酬額（従来の役員賞与を含んでおります）を年額6億円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は6名であります。

第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権の発行について

会社法第236条、同第238条及び同第239条の規定に基づき、ストックオプションの実施を目的として、当社及び当社子会社の従業員に対し新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の従業員に対し割当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 121,500株 (上限)

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,215個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、上記2.(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日まで（3年間）

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合はこの限りではない。

新株予約権者において、降格若しくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て、付与した新株予約権を取消若しくはこれを減ずることができるものとする。

新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。

その他の条件については、第42回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。

本件新株予約権は、新株予約権者が(7)及びに定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が死亡した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。

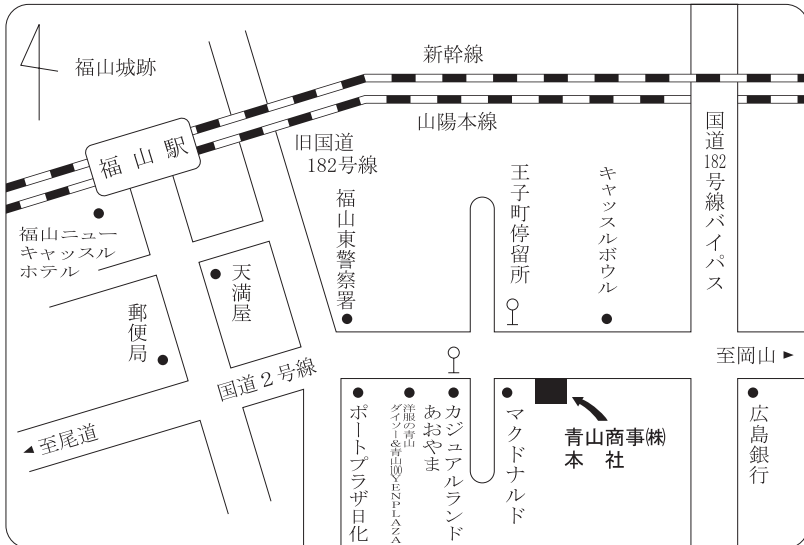
(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権を取得するときは、取締役会の承認を要する。

以上

〔株主総会会場ご案内略図〕

会 場 広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社 本社4階会議室
電話(084)920-0050



交通 JR山陽新幹線・山陽本線福山駅から2km
中国バス・井笠バス王子町停留所前